

附属病院事業場における職場巡視

附属病院事業場専任衛生管理者 中原 敦子

1. 職場巡視体制

現在、平成17年度附属病院職場巡視計画(図1)に沿って職場巡視を実施している。これは、昨年度労働安全衛生委員会にて決定している。昨年度は、職場巡視を実施し、指摘のあった部署に対し、一定の期間内で書面で「安全衛生是正要求書兼報告書」の提出を求めていたが、今年度から労働安全衛生委員会での総括安全衛生管理者(病院長)の提案もあり、職場巡視で指摘した箇所については、その月の委員会で報告した後、次回委員会までに改善可能なものについては再度巡視し、確認の上、報告している。改善が確認できない場合には、「安全衛生是正に関するお願い」として書面での提出を求めるとして

部署	平成17年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
総務課												
経理課												
看護部												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科												
歯科												
理学療法科												
作業療法科												
リハビリ科												
検査科												
放射線科												
内科												
外科												
産科												
小児科												
皮膚科												
泌尿器科												
呼吸器科												
消化器科												
循環器科												
神経科												
眼科												
耳鼻科				</								

3. 指摘事項と改善後の具体例

職場巡視で指摘した箇所や良好な点、改善確認についての例を以下に紹介する。



図1 防火扉、シャッター前



図2 防火扉の掲示（良い例）



図3 非常口前

(1) 避難経路について

非常口や避難路、通路については、消防法（消防法第8条の二の四）で避難上、必要な施設の管理義務について規定されている。図1について、防火扉の前、防火シャッターの下とどちらにもかかるように机や椅子が設置されている。これでは、火災時、防火扉は開かないし、防火シャッターの閉鎖にも支障がある。指摘後、速やかに改善がなされたが図2の良い例のように、防火扉に掲示することも良いのではないかと思われる。図3については非常口前に物が置かれている。置かれているものについては、たまたま使用していなかった物品が置いてあったとのことだが、その際にも片側に寄せるなどして避難経路を確保する必要がある。指摘後、改善が見られた。

(2) 器材室の整理整頓について

整理整頓については、7月の全国安全週間でも周知されていることであるが、ある器材室では物品がばらばらに置かれ、奥に入ることすら困難であった。指摘後、その部署で検討され、物品の置き位置についてテープで示し、使用後は定位置に戻すよう、対策がとられた。この件については、委員会でも報告し、委員の中から表彰してもよいのではないかと意見もでるほどであった。

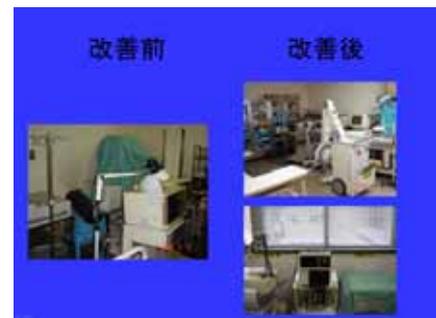


図4 ある器材室

(3) 化学物質について

化学物質については、まず使用量にかかわらず使用物質の物性（化学的・物理的性質）、毒性や危険性についての知識がなければならない。その上で、安全・防災面での適切な管理、事故時の緊急対策、救急処置などが実施できるのである。MSDS（化学物質安全データシート）は、これらの一連の情報がまとめたものである。化学物質を使用する部署では作成、掲示、保管し、使用部署の者が周知できるようにする必要がある。また、化学物質で引火性のある物質を使用しているにもかかわらず、その部屋自体には消火器が設置されていないことがあった。これについては、現状が法令の最低基準を満たしているか否かは別にしても、重要なことである（消火器設置予定）。これは安全・衛生週間時に実施している委員会委員によって指摘されたことである。

職場巡視は、法令の最低基準を満たしているかどうかはもちろん、そうでない危険性も含め、「職場巡視」と言われるように思いを巡らし、様々な視点から職場の安全・衛生を考えていく必要がある。まだまだ、未熟ではあるが以上のようなことを含め、職場巡視のあり方を常に検討しながらすすめていこうと思っている。